

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町  
合 併 協 議 会

第 8 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 4 年 1 1 月 6 日 (水)

場 所 : 久美浜町 JA 京都丹後久美浜支店

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

( 1 ) 協議第 1 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(その 5 )

( 2 ) 協議第 2 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 6 )

( 3 ) 協議第 3 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い(その 4 )

( 4 ) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

( 5 ) 次回の小委員会の予定について

第 9 回建設・産業小委員会

日 時：1 2 月 1 1 日(水)午前 9 時 3 0 分から

場 所：網野町 あみの図書館 会議室

### 3 その他

( 1 ) 新市建設計画の具体化等について

( 2 ) その他

# 第8回 建設・産業小委員会

## 協議第1号

### **19-24 建設関係事業の取扱い(その5)**

平成14年11月6日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い			整理番号	専門部会名	建設部会
分類	16 法定外公共物			分科会名	都市計画建設分科会	
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 譲与事務の取組方法	H14から職員対応	H13から業者委託	H14から業者委託	H14から業者委託	H13から職員対応	H13から職員対応 (一部譲与済み)
2 法定外公共物の管理 管理条例の有無	無	同左	同左	同左	有 (弥栄町法定外公共物管理条例)	有 (久美浜町法定外公共物の管理及び使用に関する条例)
内容					弥栄町における法定外公共物の管理に関して必要な事項を定めている。 (行為の禁止)(行為の許可)(占有の期間) (許可を受けた者の義務)(帰属)(権利の譲渡等の禁止)(許可の取消し等)(原状回復)(措置の代行)(権限の代行)(過料)(委任)	久美浜町における法定外公共物の管理及び使用に関して必要な事項を定めている。 (法定外公共物の維持)(禁止行為)(占有等の許可)(許可の基準)(許可の条件)(国等が行う占有等の特例)(権利義務の移転の禁止)(地位の承継)(許可の失効)(許可の取消し等)(無許可行為に対する原状回復命令)(許可の満了等に伴う原状回復)(工事完了届)(占有料の徴収)(占有料の免除)(占有料の還付)(機能禁止)(損失の補償)(委任)(罰則)
占有料の徴収	無	同左	同左	同左	同左	有
3 法定外公共物境界確定事務 (里道・水路等のいわゆる法定外公共物の管理についての調査及び立会・協議事務)の取組方法	職員による対応	同左	同左	同左	同左	同左
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	16 法定外公共物			分科会名	都市計画建設分科会

課 題		調 整 結 果																																																													
<p>1 譲与事務の取組方法 特になし。(各町とも譲与に向けて取り組んでいる)</p> <p>2 法定外公共物の管理 久美浜町においては、既に一部譲与を受けており、管理条例を制定し管理している。 弥栄町においては、譲与は完了していないものの、管理条例を制定し譲与に備えている。 なお、久美浜町は占用料の徴収規定があり、弥栄町には規定がない。 その他の町においては、現在準備中である。 *久美浜町法定外公共物の管理及び使用に関する条例 別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">工作物の占用(第5条第1項第1号)</td> <td>第一種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>第二種電柱</td> <td></td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第三種電柱</td> <td></td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第一種電話柱</td> <td></td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第二種電話柱</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第三種電話柱</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>広告塔、看板</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">物件の占用(第5条第1項第2号)</td> <td>外径が0.1メートル未満</td> <td>長さ1メートルにつき1年</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満</td> <td></td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満</td> <td></td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以上0.4メートル未満</td> <td></td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満</td> <td></td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上</td> <td></td> <td>710</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流水の占用(第5条第1項第3号)</td> <td>鉱工業用</td> <td>流水の量毎秒1リットルにつき1年</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 法定外公共物境界確定事務の取組方法 特になし(法定外公共物の譲与については、合併時においてほぼ完了する)</p>		区分	単位	占用料(円)	工作物の占用(第5条第1項第1号)	第一種電柱	1本につき1年	770	第二種電柱		1,200	第三種電柱		1,600	第一種電話柱		690	第二種電話柱		1,100	第三種電話柱		1,500	その他の柱類		53	公衆電話所	1個につき1年	1,100	広告塔、看板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	物件の占用(第5条第1項第2号)	外径が0.1メートル未満	長さ1メートルにつき1年	36	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満		53	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満		71	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満		140	外径が0.4メートル以上1メートル未満		360	外径が1メートル以上		710	流水の占用(第5条第1項第3号)	鉱工業用	流水の量毎秒1リットルにつき1年	5,000	その他		1,200	<p>(案)</p> <p>1 譲与事務の取組方法 各町において、合併時まで申請作業を終了させる。</p> <p>2 法定外公共物の管理 合併時に、弥栄町・久美浜町の条例をもとに、統一した内容に調整する。 ただし、占用料の徴収については、次のとおりとする。 ・里道占用料=市道と同様の扱いとし、新市における道路占用料徴収条例に基づく額と同額とする。 ・水路占用料=準用河川と同様の扱いとする。 (水路占用料については、準用河川の管理規則が未制定(占用料の徴収はなし)のため、新市移行後において準用河川管理規則の制定と併せて検討する。</p> <p>3 法定外公共物境界確定事務の取組方法 譲与後の法定外公共物の境界確定事務については、新市において境界確定要綱等を制定し対応する。</p>	
区分	単位	占用料(円)																																																													
工作物の占用(第5条第1項第1号)	第一種電柱	1本につき1年	770																																																												
	第二種電柱		1,200																																																												
	第三種電柱		1,600																																																												
	第一種電話柱		690																																																												
	第二種電話柱		1,100																																																												
	第三種電話柱		1,500																																																												
	その他の柱類		53																																																												
	公衆電話所	1個につき1年	1,100																																																												
	広告塔、看板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																												
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																												
物件の占用(第5条第1項第2号)	外径が0.1メートル未満	長さ1メートルにつき1年	36																																																												
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満		53																																																												
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満		71																																																												
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満		140																																																												
	外径が0.4メートル以上1メートル未満		360																																																												
	外径が1メートル以上		710																																																												
流水の占用(第5条第1項第3号)	鉱工業用	流水の量毎秒1リットルにつき1年	5,000																																																												
	その他		1,200																																																												
		小委員会確認期日		協議会確認期日																																																											

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会																																																																																													
分類	20 海岸管理				分科会名	都市計画建設分科会																																																																																															
現 況																																																																																																					
項 目	峰山町	大宮町	網野町			丹後町	弥栄町	久美浜町																																																																																													
1 管理条例			有			無	無	無																																																																																													
管理条例の有無	無	無	有			無	無	無																																																																																													
概要	網野町が管理を行う、一般公共海岸区域内における占用料等の額及び徴収方法について定めている。																																																																																																				
2 占用料の額			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金額(円)</th> <th colspan="2">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地、庭園、家屋付属地</td> <td>1㎡1年</td> <td>270</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>小屋、材料置場、作業場、物置場</td> <td>1㎡1年</td> <td>360</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通路、橋梁、棧橋、昇降路、船乗降場</td> <td>1㎡1年</td> <td>350</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>棧敷、出店、床ぎ</td> <td>1㎡1年</td> <td>4,600</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>水道管、下</td> <td rowspan="4">1m1年</td> <td>50</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>水道管、ガ</td> <td>100</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ス管、電線</td> <td>250</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>管</td> <td>500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1本1年</td> <td>680</td> <td colspan="2">支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。</td> </tr> <tr> <td>鉄塔</td> <td>1㎡1年</td> <td>500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>船係留</td> <td>1㎡1年</td> <td>310</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>鉄道、軌道</td> <td>1㎡1年</td> <td>500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>漁業装置</td> <td>1㎡1年</td> <td>150</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>広告用工作物</td> <td>1㎡1年</td> <td>2,125</td> <td colspan="2">表示面積による。</td> </tr> <tr> <td>鉱泉採取施設</td> <td>1㎡1年</td> <td>4,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用</td> <td>1日</td> <td>15,000</td> <td colspan="2">工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">干し場</td> <td>農水産業用</td> <td>1㎡1年</td> <td>15</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>農水産業用以外</td> <td>1㎡1年</td> <td>40</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>			種 別	単 位	金額(円)	摘 要		宅地、庭園、家屋付属地	1㎡1年	270			小屋、材料置場、作業場、物置場	1㎡1年	360			通路、橋梁、棧橋、昇降路、船乗降場	1㎡1年	350			棧敷、出店、床ぎ	1㎡1年	4,600			水道管、下	1m1年	50			水道管、ガ	100			ス管、電線	250			管	500			電柱	1本1年	680	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。		鉄塔	1㎡1年	500			船係留	1㎡1年	310			鉄道、軌道	1㎡1年	500			漁業装置	1㎡1年	150			広告用工作物	1㎡1年	2,125	表示面積による。		鉱泉採取施設	1㎡1年	4,200			ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用	1日	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。		干し場	農水産業用	1㎡1年	15			農水産業用以外	1㎡1年	40					
種 別	単 位	金額(円)	摘 要																																																																																																		
宅地、庭園、家屋付属地	1㎡1年	270																																																																																																			
小屋、材料置場、作業場、物置場	1㎡1年	360																																																																																																			
通路、橋梁、棧橋、昇降路、船乗降場	1㎡1年	350																																																																																																			
棧敷、出店、床ぎ	1㎡1年	4,600																																																																																																			
水道管、下	1m1年	50																																																																																																			
水道管、ガ		100																																																																																																			
ス管、電線		250																																																																																																			
管		500																																																																																																			
電柱	1本1年	680	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。																																																																																																		
鉄塔	1㎡1年	500																																																																																																			
船係留	1㎡1年	310																																																																																																			
鉄道、軌道	1㎡1年	500																																																																																																			
漁業装置	1㎡1年	150																																																																																																			
広告用工作物	1㎡1年	2,125	表示面積による。																																																																																																		
鉱泉採取施設	1㎡1年	4,200																																																																																																			
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用	1日	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。																																																																																																		
干し場	農水産業用	1㎡1年	15																																																																																																		
	農水産業用以外	1㎡1年	40																																																																																																		
3 土砂採取料			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金額(円)</th> <th colspan="2">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂、砂利、砂、栗石</td> <td>1m3</td> <td>310</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1kg</td> <td>8</td> <td colspan="2">1個50kg以上のものに限る。</td> </tr> </tbody> </table>			種 別	単 位	金額(円)	摘 要		土砂、砂利、砂、栗石	1m3	310			転石	1kg	8	1個50kg以上のものに限る。																																																																																		
種 別	単 位	金額(円)	摘 要																																																																																																		
土砂、砂利、砂、栗石	1m3	310																																																																																																			
転石	1kg	8	1個50kg以上のものに限る。																																																																																																		
根拠条例・要綱・規則等			網野町海岸管理条例																																																																																																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 2 )

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	20 海岸管理	分科会名		分科会名	都市計画建設分科会

課 題	調 整 結 果
-----	---------

1 管理条例・2 占用料の額・3 土砂採取料

網野町のみ町の管理海岸を有し、条例を制定し管理している。

京都府海岸等管理条例 別表(第6条関係)

1 占用料

種別	単位	金額		摘要	
		市の区域	町の区域		
宅地、庭園、家屋付属地	1平方メートルにつき1年	円 350	円 270		
小屋、材料置場、作業場、物置場	1平方メートルにつき1年	470	360		
通路、橋りょう、棧橋、昇降路、船乗降場	1平方メートルにつき1年	500	350		
栈敷、出店、床ぎ	1平方メートルにつき1年	4,600	4,600		
水道管、下水道管、 ガス管、電線管	1メートルにつき1年	外径が0.2メートル未満のもの	64	50	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	130	100	
		外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	320	250	
		外径が1.0メートル以上のもの	640	500	
電柱	1本につき1年	870	680	支線及び支柱は、それぞれ電柱とみなす。	
鉄塔	1平方メートルにつき1年	640	500		
船係留	1平方メートルにつき1年	390	310		
鉄道、軌道	1平方メートルにつき1年	640	500		
漁業装置	1平方メートルにつき1年	200	150		
広告用工作物	1平方メートルにつき1年	4,250	2,125	表示面積による。	
鉱泉採取施設	1平方メートルにつき1年	5,300	4,200		
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用	1日	15,000	15,000	工作物を設置する場合は、それぞれ該当の項を適用の上加算する。	
干し場	農水産業のためのもの	1平方メートルにつき1年	20	15	
	農水産業以外のためのもの		50	40	

(案)

1 管理条例・2 占用料の額・3 土砂採取料

網野町の制度により、新市に継承する。なお、網野町の占用料及び土砂採取料は、京都府海岸等管理条例の別表に準じ定められていることから、新市移行後の占用料及び土砂採取料についても京都府海岸等管理条例の別表に定める額に準ずるものとする。

(占用料については、町の区域の額から市の区域の額に変更となる)

別表のつづき

2 土石採取料

種別	単位	金額	摘要
土砂、砂利、砂、栗石	1立方メートル	円 310	
転石	1キログラム	8	1個50キログラム以上のものに限る。

小委員会確認期日

協議会確認期日

# 第8回 建設・産業小委員会

## 協議第2号

### **19-28 農林水産業の取扱い(その6)**

平成14年11月6日提出



峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号			専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 有害鳥獣対策		分科会名	林業分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 有害鳥獣駆除関係事業 (府補助事業) 有害鳥獣駆除対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 野生鳥獣による人畜及び農林水産業の被害を防止するため有害鳥獣の駆除及び危険の予防を図り、農林業の振興に寄与する。</li> <li>・補助率 府50%以内</li> <li>・委託先 中郡獺友会</li> <li>・根拠法令 京都府有害鳥獣駆除関係事業補助金交付要綱・要領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・委託先 中郡獺友会</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・委託先 竹野郡獺友会</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・委託先 竹野郡獺友会</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・委託先 竹野郡獺友会</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・委託先 久美浜支部獺友会</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	
有害鳥獣防除施設設置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 農業生産物に対する有害鳥獣の被害を未然に防止し、農業者の生産意欲の向上を図る。</li> <li>・補助率 府50%以内</li> <li>・根拠法令 京都府有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱・要領</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 同左</li> <li>・補助率 同左</li> <li>・根拠法令 同左</li> </ul>	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 有害鳥獣対策		分科会名	林業分科会
課 題		調 整 結 果		
1 有害鳥獣燻除関係事業（府補助事業）		(案) 1 有害鳥獣燻除関係事業（府補助事業）  新市においても、府補助事業を活用して、事業を実施する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 有害鳥獣対策					分科会名	林業分科会
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 有害鳥獣防除施設設置事業(独自事業)	<u>峰山町有害鳥獣防除施設設置事業</u>	<u>大宮町有害鳥獣防除施設設置事業</u>					<u>久美浜町有害鳥獣防除施設設置事業</u>
・目的	農産物に対する有害鳥獣被害の抑制を図る。	同左					農産物に対する有害鳥獣被害の抑制を図る。
・補助対象	猪、鹿侵入防止柵等で、5年以上の使用に耐える購入材料費 猪藪復柵の材料費 その他町長の認める経費	防除施設 府補助事業対象外の孤立している農地についての電気柵等資材費 捕獲施設 府補助事業の規格対象外の捕獲柵・檻を共同で設置する場合の資材費補助を予算の範囲内で申請受け付けする。					猪、鹿侵入防止柵等で、5年以上の使用に耐える購入材料費 猪藪復柵の材料費 その他町長の認める経費
・補助率	1/2以内	1/2以内					1/2以内(30万円限度)
根拠条例・要綱・規則等	峰山町有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱	大宮町農林業振興事業補助金交付要綱					久美浜町有害鳥獣防除対策事業費補助金交付要綱

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	2 林業の取扱い 有害鳥獣対策	分科会名		分科会名	林業分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 有害鳥獣防除施設設置事業（独自事業）</p> <p>峰山町、大宮町、久美浜町の3町で実施している。</p> <p>防除施設については、府補助事業の対象とならない、主に孤立した農地に対する対策である。</p> <p>捕獲施設については、府補助事業の対象とならない規格の施設への対策である。</p>			<p>（案）</p> <p>2 有害鳥獣防除施設設置事業（独自事業）</p> <p>地元のニーズに対応した事業として、制度を存続する必要がある、新市において補助対象、補助率を統一し実施する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（NO.1）

合併協定項目	19-28 農林水産業に関すること				整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業				分科会名	農業分科会	
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
3 農業用廃棄物環境保全対策事業（独自事業）	<u>峰山町農業用廃棄物環境保全対策事業</u>	<u>大宮町農業用廃棄物環境保全対策事業</u>	<u>網野町廃プラスチック処理対策事業</u>	<u>丹後町農業用廃棄物環境保全対策事業</u>	<u>弥栄町農業用廃棄物環境保全対策事業</u>	<u>久美浜町農業用廃棄物環境保全対策事業</u>	
・事業内容	農業廃棄物の処理にかかる経費の一部補助することにより、適切な処理を促進、大気汚染、不法投棄を防ぎ環境保全を図る。	同左	同左	同左	同左	同左	
・補助率	1/2以内	同 左	1/4以内	1/2以内	同 左	同 左	
根拠条例・要綱・規則等	峰山町農業用廃棄物環境保全対策事業補助金交付要綱	大宮町農業用廃棄物環境保全対策事業補助金交付要綱	網野町廃プラスチック処理対策事業補助金交付要綱	丹後町特定農山村地域活動支援事業補助金交付要綱	弥栄町農業用廃棄物環境保全対策事業補助金交付要綱	久美浜町農業用廃棄物環境保全対策事業補助金交付要綱	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業		分科会名	農業分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 農業用廃棄物環境保全対策事業（独自事業）</p> <p>6町で実施しているが、補助内容に差異がある。</p>		<p>(案)</p> <p>3 農業用廃棄物環境保全対策事業（独自事業）</p> <p>農業用廃棄物の適切な処理を促進するため、制度を一元化し実施する。 補助内容は新市において調整する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

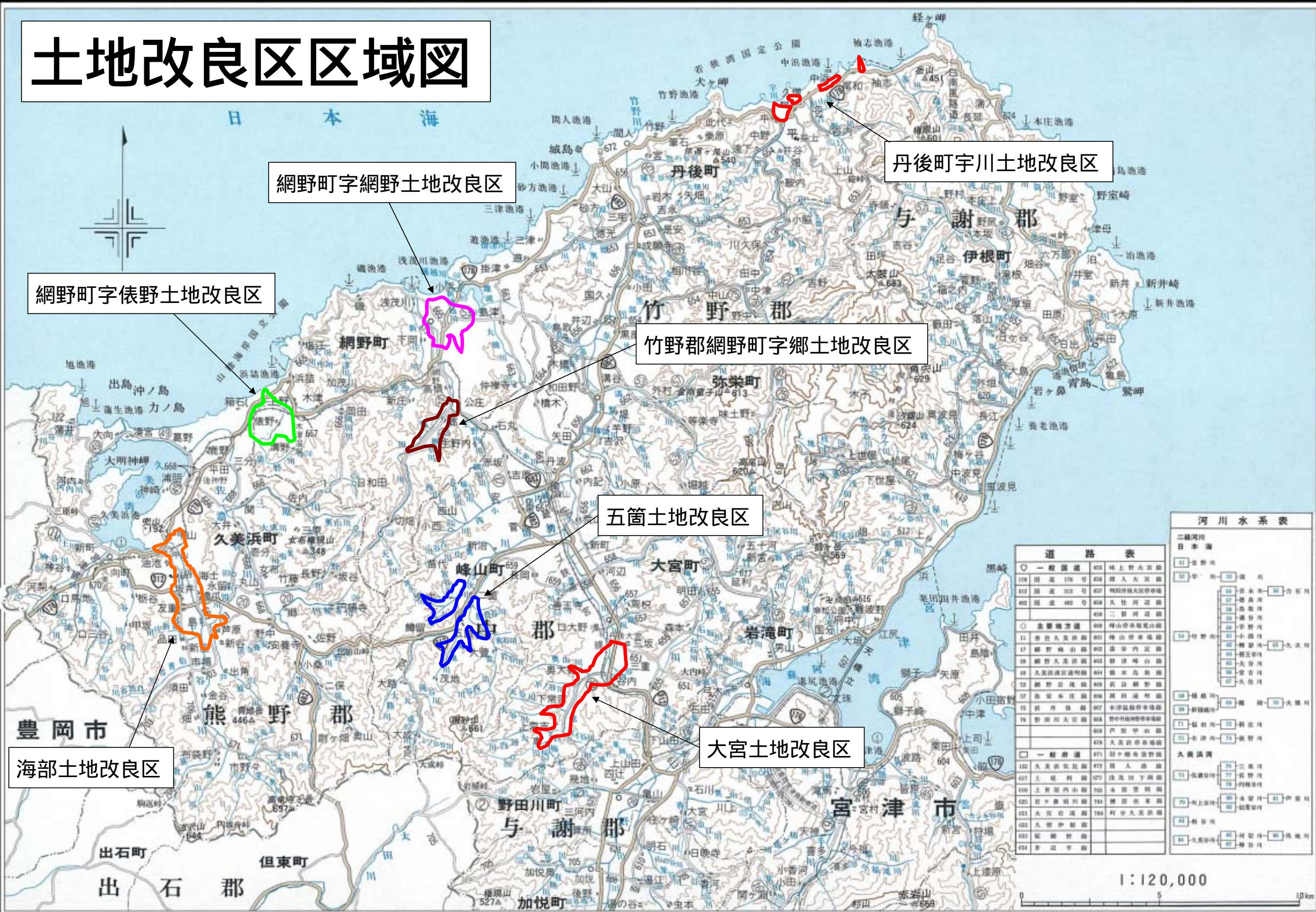
合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類		1 農業の取扱い 土地改良区					分科会名	農業分科会
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町			丹後町	久美浜町	
名 称	五箇土地改良区	大宮土地改良区	網野町字網野土地改良区	網野町字依野土地改良区	竹野郡隣野町字郷土地改良区	丹後町宇川土地改良区	海部土地改良区	
設立年月日	S58.11.22	S59.10.9	S27.4.24	S31.3.24	S28.5.1	S33.5.23	S58.12.16	
認可番号	京都8耕第634号	京都9耕第480号	京都7耕第447号	京都10耕第926号	京都9耕第543号	京都3耕第1-2号	京都8耕第633号	
地区面積(ha)	76	145	95	27	18	21	291	
組合員数(名)	170	293	76	53	97	157	549	
役員構成	理事12名、 監事3名	理事12名、 監事3名	理事7名、 監事3名	理事9名、 監事3名	理事7名、 監事2名	理事7名、 監事5名	理事14名、 監事4名	
事業概要	実 施 状 況	区画整理事業完了	区画整理事業完了	区画整理事業完了	畑地かんがい事業完了	区画整理事業完了	区画整理事業完了	区画整理事業中
	管 理 状 況	用排水施設管理	用排水施設管理	用排水施設管理	用水施設管理	用排水施設管理	用水施設管理	用排水施設管理

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 土地改良区	分科会名		分科会名	農業分科会
課 題			調 整 結 果		
<参考資料>  土地改良区			<参考資料>  土地改良区		
小委員会確認期日			協議会確認期日		



# 土地改良区区域図



網野町字網野土地改良区

丹後町宇川土地改良区

網野町字俵野土地改良区

竹野郡網野町字郷土地改良区

五箇土地改良区

海部土地改良区

大宮土地改良区

河川水系表

道路表	
○ 一般国道	855 峠上野大宮線
118 国道	176 号 854 関大宮線
312 国道	302 号 857 明野内線大宮停車場
402 国道	482 号 858 久美川河原線
	859 二宮河原線
○ 主要地方道	659 峰山停車場小田線
13 道	往久美川線 855 峰山停車場線
17 道	網野山線 852 網野内記線
18 道	網野久美川線 854 網野峰山線
19 道	久美川河原通明線 854 峰山久美川線
20 道	網野河原線 855 網野網野線
27 道	網野本庄線 858 網野通明線
75 道	月夜線 857 網野通明停車場線
76 道	野田川大宮線 858 野田川通明停車場線
	859 戸野山線
	676 久美川停車場線
□ 一般府道	671 網野網野停車場線
122 号	久美川河原線 877 関大宮線
667 号	上野河原線 872 浅流川河原線
696 号	上野河原内山線 700 水野停車場線
625 号	野田川河原線 794 網野河原線
631 号	大宮河原線 786 野田久美川線
623 号	久美川河原線
693 号	網野河原線
634 号	多田平線

河川水系表	
二級河川	日本海
31 号	網野川
32 号	網野川
33 号	網野川
34 号	網野川
35 号	網野川
36 号	網野川
37 号	網野川
38 号	網野川
39 号	網野川
40 号	網野川
41 号	網野川
42 号	網野川
43 号	網野川
44 号	網野川
45 号	網野川
46 号	網野川
47 号	網野川
48 号	網野川
49 号	網野川
50 号	網野川
51 号	網野川
52 号	網野川
53 号	網野川
54 号	網野川
55 号	網野川
56 号	網野川
57 号	網野川
58 号	網野川
59 号	網野川
60 号	網野川
61 号	網野川
62 号	網野川
63 号	網野川
64 号	網野川
65 号	網野川
66 号	網野川
67 号	網野川
68 号	網野川
69 号	網野川
70 号	網野川
71 号	網野川
72 号	網野川
73 号	網野川
74 号	網野川
75 号	網野川
76 号	網野川
77 号	網野川
78 号	網野川
79 号	網野川
80 号	網野川
81 号	網野川
82 号	網野川
83 号	網野川
84 号	網野川
85 号	網野川
86 号	網野川
87 号	網野川
88 号	網野川
89 号	網野川
90 号	網野川

1:120,000





# 第8回 建設・産業小委員会

## 協議第3号

### **19-29 商工観光事業の取扱い(その4)**

平成14年11月6日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い			整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工会			分科会名	商工分科会		
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 商工会 商工会組織等 (H14.3.31現在)	峰山町商工会	大宮町商工会	網野町商工会	○丹後町商工会	弥栄町商工会	久美浜町商工会	
・小規模事業者数	1,166事業所 (755会員)	1,242事業所 (619会員)	2,012事業所 (1,033会員)	909事業所 (486会員)	538事業所 (311会員)	1,070事業所 (526会員)	
・役員体制	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(25名)	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(25名)	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(25名)	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(20名)	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(15名)	会長・副会長(2名)・監事 (2名)・理事(21名)	
・事務局体制	合計職員数(8名) 事務局長(1名) 経営指導員(3名) 補助員(2名) 記帳専任職員(2名)	合計職員数(6名) 事務局長(0名) 経営指導員(3名) 補助員(2名) 記帳専任職員(1名)	合計職員数(11名) 事務局長(1名) 経営指導員(4名) 補助員(2名) 記帳専任職員(4名)	合計職員数(8名) 事務局長(1名) 経営指導員(3名) 補助員(2名) 記帳専任職員(2名)	合計職員数(5名) 事務局長(1名) 経営指導員(2名) 補助員(1名) 記帳専任職員(1名)	合計職員数(7名) 事務局長(1名) 経営指導員(3名) 補助員(2名) 記帳専任職員(1名)	
・平均会費額	15,100円	8,126円	12,616円	13,452円	13,073円	10,489円	
・部会構成	織物部会・商業部会・工業部 会・機械金属部会 サービス 観光部会 5部 青年部・女性部(上記一部部 会員で構成)	織商部会・商業部会・工業部 会・建設部会・機械金属部会 5部 青年部・女性部(上記一部部 会員で構成)	機業部・商店部・卸商部・機 械金属部・土木建築部・旅館 部・料飲部・民宿部・理美容 部・電気工業部・車両部・車 体整備部・呉服商部・総合部・ F.T.E.C部・税理士部 16 部 青年部・女性部(上記一部部 会員で構成)	機業部会・先染部会・商業部 会・観光部会・機械金属部会・ 豊栄商工部会・宇川商工部会 工業部 8部 青年部・女性部(上記一部会 員で構成)	商業部会 工業部会 機業部会 3部 青年部・女性部(上記3部の 会員及び後継者(家族)で構 成)	青年部 女性部	
・決算額	98,719千円	60,524千円	109,572千円	78,737千円	63,744千円	57,393千円	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工会	分科会名		商工分科会	
課 題			調 整 結 果		
1 商工会			(案) 1 商工会  商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする。		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書( 1 )

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工会		分科会名	商工分科会		
現況						
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 商工会補助金 小規模指導事業	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 小規模事業者支援事業の推進</li> <li>府補助金(13年度) 経営支援事業費分 34,313千円</li> <li>経営資源強化対策分 11,000千円</li> <li>計 45,313千円</li> <li>町補助金(13年度) 20,500千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> </ul>	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同左</li> <li>府補助金(13年度) 34,265千円</li> <li>町補助金(13年度) 12,000千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> </ul>	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同左</li> <li>府補助金(13年度) 53,439千円</li> <li>町補助金(13年度) 23,000千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> <li>根拠条例等 網野町商工会補助金交付要綱</li> </ul>	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同左</li> <li>府補助金(13年度) 40,533千円</li> <li>町補助金(13年度) 15,300千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> </ul>	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同左</li> <li>府補助金(13年度) 26,545千円</li> <li>町補助金(13年度) 12,000千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> </ul>	<p>小規模指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 同左</li> <li>府補助金(13年度) 28,630千円</li> <li>町補助金(13年度) 9,590千円 (府補助金の1/2以内の額)</li> </ul>
部会補助等		<p>商工会部会活動活性化支援補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 商工会組織を構成している業種別部会への活動活性化補助</li> <li>補助内容 (活動補助) 織商部会・商業部会・工業部会・建設部会・機械金属部会</li> <li>町補助金(13年度) 3,000千円</li> </ul>		<p>機業振興対策事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 織物業界の構造的不況の中で、産地をまもるための組織の強化を図るとともに織物の織物流通対策度業を実施することにより機業の振興を図る</li> <li>補助内容 (活動補助) 機業振興協議会・親機協議会・商工会</li> <li>町補助金(13年度) 1,200千円</li> </ul>	<p>商工振興補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣旨目的 業者団体等の事業活動、事業推進のための支援を行い、商工業の振興を図る</li> <li>補助内容 (活動補助) 機業組合・建設組合・商店連盟・鉄工組合</li> <li>町補助金(13年度) 2,060千円</li> </ul>	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 ( 2 )

合併協定項目	19 - 29 商工観光事業の取り扱いについて	整理番号	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い 商工会		分科会名	商工分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>2 商工会補助金</p> <p>小規模指導事業</p> <p>各町とも府補助金の1/2以内を原則としているが、差異がある。 各商工会の会費の基準についても考慮する必要がある。</p> <p>部会補助等</p> <p>大宮町、丹後町、弥栄町で実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>2 商工会補助金</p> <p>小規模指導事業</p> <p>補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。</p> <p>部会補助等</p> <p>小規模指導事業に統合する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日